



# 行政不服 審査法の

## ご案内



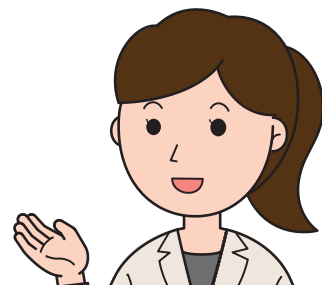
行政による不許可や取消しといった処分に対して不服がある場合、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

- ⚠️ 行政に対する一般的な意見、要望については、審査請求をすることはできません。
- ⚠️ 国税、年金、労災保険など特別の定めがある場合があります。詳しくは関係機関にお問い合わせください。



審査請求をする場合は、処分を知った日から3ヶ月以内にしてください。また、処分の日から1年を経過するとできなくなります。

例えば、1月15日に処分を知った場合には、同年4月15日までに審査請求をする必要があります。

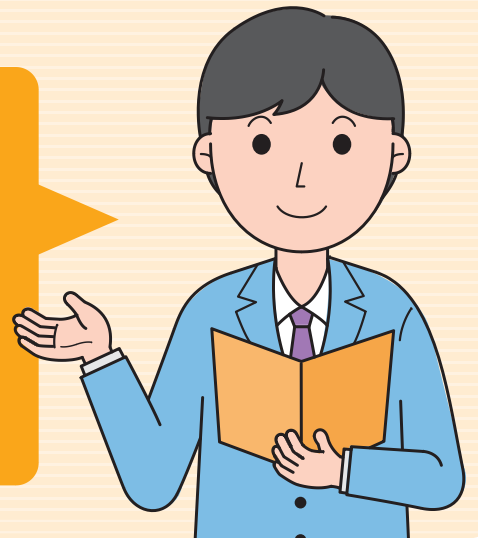




審査請求の内容は、  
どう判断されるのですか？

公平・中立な判断のために、  
審査請求は、

- ☑ 対象となる処分に関与しない「審理員」が  
審理します
- ☑ 外部の有識者からなる「行政不服審査会」  
が判断をチェックすることもあります



もう少し詳しく知りたいのですが、  
どうすればよいですか？

具体的な手続の流れは、パンフレットをご覧  
ください。

また、総務省では、全国各地に「情報公開・  
行政手続制度案内所」を設置しています。

最寄りの「情報公開・行政手続制度案内所」  
でも、審査請求の仕組みや手続についてご案内  
しています。



↓詳しくはこちらをご覧ください

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/annaijo.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/annaijo.html)



総務省